

## 旭川駅前広場使用料算定調書

申請者氏名	
-------	--

### 1 集会、演説、展示会、音楽会その他これらに類する行為及び物品の販売、飲食の提供その他これらに類する行為

(1) 1か所の場合

1日1㎡につき	(使用面積)	(使用日数)	
20 円 ×	㎡ ×	日	円

※ 営利目的の場合には1日1㎡につき30円とする。

※ 使用面積に1㎡未満の端数が生じた場合、それを1㎡とする（小数点以下切り上げ）。

(2) 複数の場所及び数量の場合

使用面積の算定

① 物件1か所（1個）ごとに面積を算出する。（小数第3位以下切捨て）

② ①で算出した物件ごとの面積を合算する。

③ 合算した面積に1㎡未満の端数が生じた場合、それを1㎡とする（小数点以下切り上げ）。

1日1㎡につき	(使用面積計)	(使用日数)	
20 円 ×	㎡ ×	日	円

※ 営利目的の場合には1日1㎡につき30円とする。

(3) 使用面積の算定について、(1)(2)の規定により難しい場合は、妥当と認められる方法により算出できるものとする。

### 2 募金、署名活動、事業の周知活動等

1日につき	800 円 ×	日	円
-------	---------	---	---

※ 1日未満の端数は1日とする。

※ 面積の計算方法は1の行為に準ずる。

### 3 業としての写真撮影

写真機1台・1日につき	100 円 ×	日	円
-------------	---------	---	---

※ 1日未満の端数は1日とする。

※ 面積の計算方法は1の行為に準ずる。

### 4 業としての映像撮影

1日につき	15,000 円 ×	日	円
-------	------------	---	---

※ 1日未満の端数は1日とする。

※ 面積の計算方法は1の行為に準ずる。

1～4で算定した額	使用期間1か月未満の場合1.08, その他1.0	
円 ×	1.08	円

※ 10円未満の端数については、これを切り捨てる。

使用料の額	円
-------	---